

特許庁委託事業

インドのシニア・アドボケイト制度

2024年5月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

(知的財産権部)

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

## 目次

1. シニア・アドボケイトの起源 .....	1
2. シニア・アドボケイトの任命 .....	3
3. シニア・アドボケイトの事前謁見権 (Pre-Audience Right) .....	6
4. シニア・アドボケイトの制限 .....	7
5. シニア・アドボケイトの影響力 .....	8
6. 原告・被告によるシニア・アドボケイトの選任 .....	11

## 1. シニア・アドボケイトの起源

現在のインドの法曹界の起源は、18世紀にまで遡ることができ、その時代には英国人が優勢であったことから、インドの法曹界は英国の法曹界で一般的であった多くの慣行を取り入れた。インドの法曹界は常に憧れの職業であり、独立以来、訴訟専門家はインドの法制度と統治の輪郭を描く上で重要な役割を果たしてきた。インドの法曹界は、主に1926年インド弁護士会法（Indian Bar Councils Act）と1961年弁護士法（Advocates Act）によって統治されている。

1926年に制定されたインド弁護士会法は、弁護士会の設立と法人化を規定し、そのような弁護士会に権限を与え、義務を課すとともに、裁判所で業務を行う権利を有する弁護士に関する法律を統合することを目的に定められた。例えば、インド弁護士会法第14条には、弁護士の業務遂行権を規定し、弁護士の権利と義務および職業上の行為を規制する規則が定められている。

弁護士法は、法律実務家に関する法律を統合することを目的に定められたもので、その中には、州弁護士会および全インド弁護士会の設立についても規定されている。弁護士法において、弁護士会は、弁護士の登録、弁護士名簿の作成・管理、弁護士の権利保護、などの機能を有することが定められている。そして、この弁護士法にこそ、シニア・アドボケイト（上級弁護士）に関する規定が存在する。

なお、弁護士法以前には、シニア・アドボケイトに関する公的な規定は存在しなかったが、上級弁護士という概念自体は既に存在していた。参考までに、*Ms. Indira Jaising v. Supreme Court of India, Through General Secretary* 事件<sup>1</sup>における最高裁判決には、インドにおける上級弁護士の歴史と根拠について言及されている。それによれば、上級弁護士という特別な階級を持つ慣習は、13世紀に英国で初めて生まれ、“Serjeants-at-Law”として知られていた、とされている。その後、18世紀になると、このような上級弁護士は「王の顧問弁護士（King's/Queen's Counsel）」として知られるようになった。この事件において、最高裁判所は、インドの上級弁護士という呼称は、卓越した地位を築き、法曹界の発展に大きく貢献した弁護士に対して、優秀な証として与えられる特権であるとも述べている。

さて、弁護士法第16条では、以下のとおり、シニア・アドボケイトとその他の弁護士の2つの階級の弁護士を置くことが定められている。

### 弁護士法第16条

- (1) 弁護士には、シニア・アドボケイトとその他の弁護士の2階級を設ける。
- (2) 最高裁判所又は高等裁判所は、その能力、弁護士としての地位、法律に関する特別な知識若しくは経験により、その者がそのような地位に値すると認めるときは、本人の同意を得て、その者をシニア・アドボケイトに指定することができる。

---

<sup>1</sup> WRIT PETITION (C) NO. 454 OF 2015

(3) シニア・アドボケイトは、その職務に関して、法曹界の利益のためにインド弁護士会が定める制限に服さなければならない。

また、弁護士法第 17 条においては、州弁護士会が弁護人名簿を管理する機能を委ねること、各弁護人名簿は 2 部構成として、前半にシニア・アドボケイトの氏名が、後半にその他の弁護人の氏名を記載することが定められている。

そして、弁護士法第 23 条(5)には、シニア・アドボケイトのその他の弁護士に対する優先する権利として、後述する事前謁見権 (Pre-Audience Right) を有する旨が規定されている。

インド憲法においては、弁護士を上級弁護士とその他の弁護士に分類していないところ、このようなシニア・アドボケイトとその他の弁護士を「区別」することについて、過去、弁護士法第 16 条に基づくシニア・アドボケイトの指定、および、第 23 条(5)に基づくシニア・アドボケイトの優遇は違憲であり、インド憲法第 21 条に基づく生存権、第 14 条に基づく平等権、第 19 条に基づく（職業の）自由権に違反するものであるとして最高裁判所に提訴された事件<sup>2</sup>があった。最高裁判所は、弁護士法第 16 条および第 23 条(5)を論じながら、弁護士の序列は、立法府による専門職の水準を向上させることを目的とした、標準化された功績の尺度に基づくものであり、恣意的、人為的な理由に基づくものではなく、合憲性が一般的に推定される、として訴えを退けた。

---

<sup>2</sup> Mathews J. Nedumpara & ors. versus Union of India & Ors (WRIT PETITION (C) NO. 320 OF 2023 dated October 16, 2023)

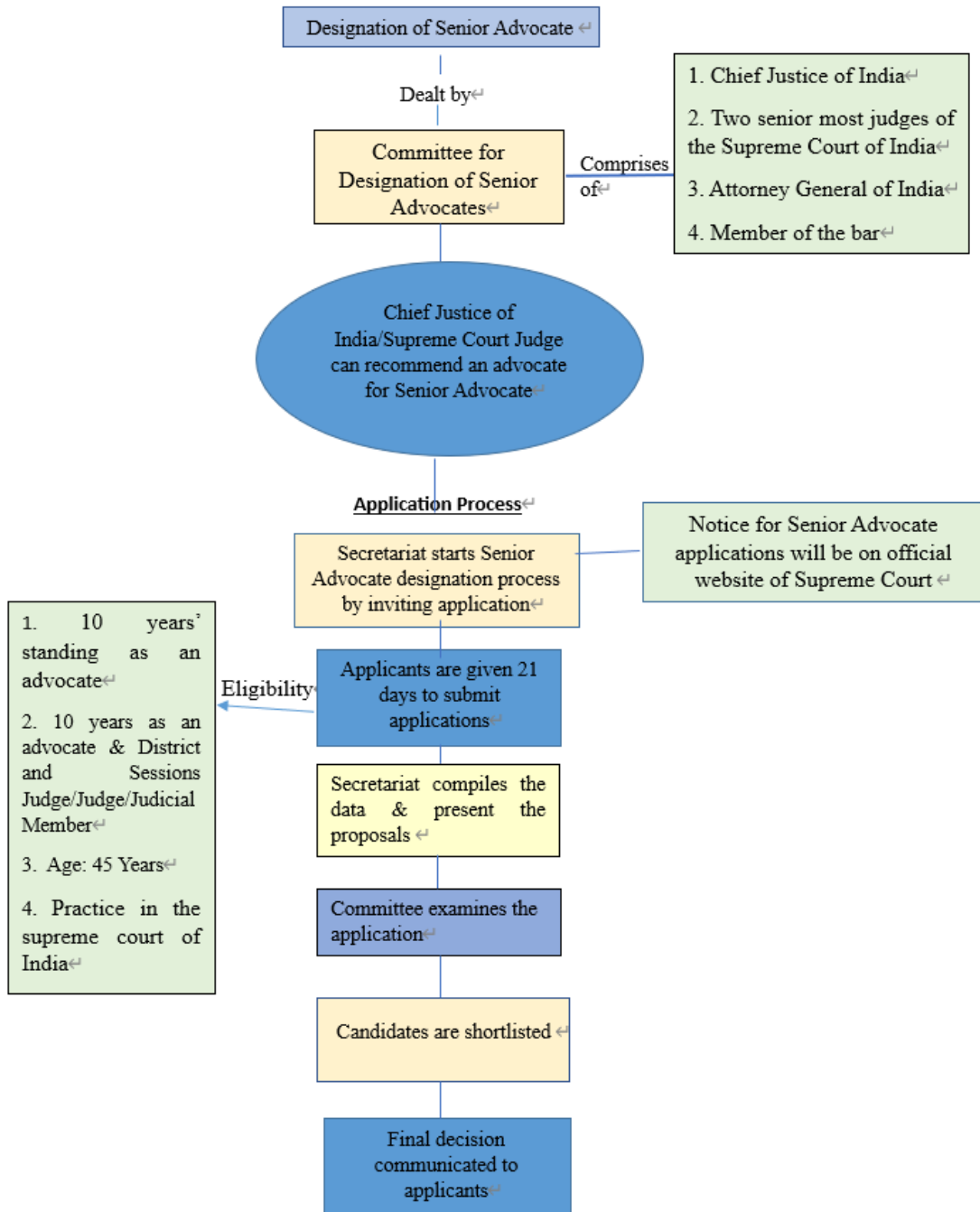
## 2. シニア・アドボケイトの任命

上述のとおり、弁護士法第 16 条は、最高裁判所または高等裁判所がシニア・アドボケイトを任命できると定めている。そして、弁護士法第 16 条は、シニア・アドボケイトとして指定するために裁判所が考慮すべき要素を、以下のとおり列挙している。

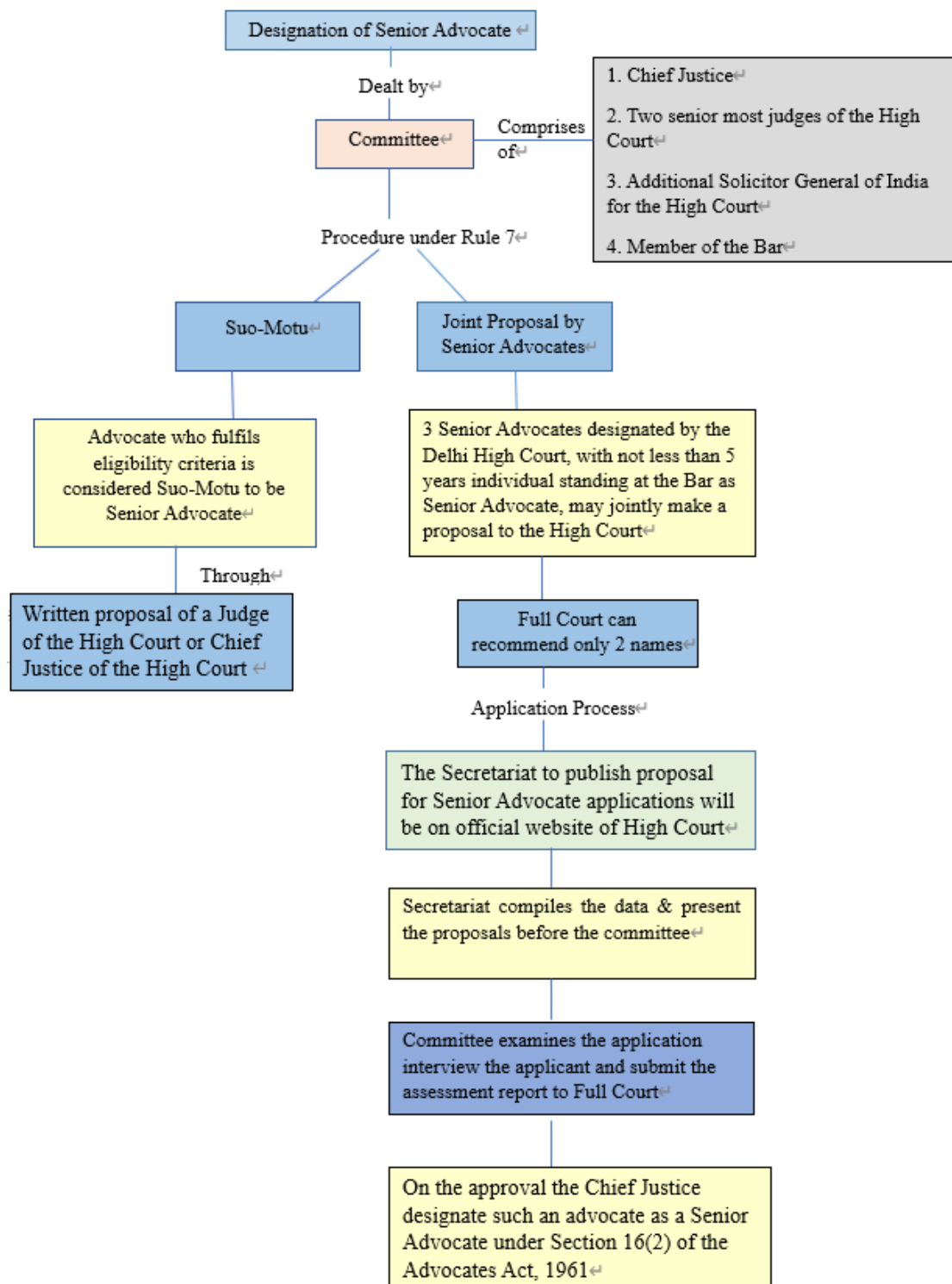
- 能力
- 弁護士としての地位
- 法律に関する特別な知識若しくは経験

したがって、最高裁判所または高等裁判所は、これらの要素を考慮して、シニア・アドボケイトを任命する。シニア・アドボケイトの具体的な任命プロセスは以下のとおりである。

最高裁判所によるシニア・アドボケイトの任命プロセス



## 高等裁判所によるシニア・アドボケイトの任命プロセス





### 3. シニア・アドボケイトの事前謁見権 (Pre-Audience Right)

上述したとおり、弁護士法第 23 条(5)には、シニア・アドボケイトのその他の弁護士に対する優先する権利として、事前謁見権 (Pre-Audience Right) を有する旨が規定されている。

弁護士法第 23 条(5)には、

- (i) シニア・アドボケイトは他の弁護士に優先して事前傍聴権を有する
- (ii) シニア・アドボケイト同士の事前謁見権は、年功序列によって定まる旨が規定されている。

事前謁見権とは、簡単に言えば、法廷において弁護士が発言する順番の優先順位を意味する。したがって、法廷にシニア・アドボケイトがいて、他のシニア・アドボケイトではない弁護士がいる場合、弁護士法第 23 条により、シニア・アドボケイトが最初に法廷で発言する権利がある。つまり、裁判官は口頭弁論の際、他の弁護士に時間を与える前に、シニア・アドボケイトを優先する、ということである。

第 23 条の規定は、インドにおける弁護人の事前謁見権の秩序を次のように規定している。



シニア・アドボケイトの優先順位は 2 番目である。シニア・アドボケイトよりも発言が優先されるのは、インド検事総長、インド弁護士総長、各州の法務官以外に存在しない。

なお、事前謁見の概念は、英国の慣行が起源となっている。事前謁見の権利について言及したインドの最も古い判例の 1 つは 1931 年の *In Re : Pre-Audience Of The Acting versus Unknown*<sup>3</sup> であり、当該判例においてボンベイ高等裁判所は、1926 年に制定されたインド弁護士会法は、高等裁判所の弁護士の事前謁見の権利は年功序列によって決定されるものであること、法務弁護士は他のすべての弁護士よりも優先した事前謁見を有すること、国王弁護人は法務弁護士を除くすべての弁護士よりも事前謁見を有すること、について言及した。

<sup>3</sup> (1931)33BOMLR1500

## 4. シニア・アドボケイトの制限

シニア・アドボケイトに任命されることにより得られる権利もあるが、それには制約も伴う。弁護士法第 16 条に基づくインド弁護士会規則は、シニア・アドボケイトに対する様々な制限を以下のように定めている。

- シニア・アドボケイトは、最高裁判所あるいは高等裁判所の法廷に、他の弁護士を伴わずに出廷することはできない。シニア・アドボケイトは、vakalatnama<sup>4</sup>を提出した弁護士を伴って出廷することができる。
- シニア・アドボケイトは、依頼人から直接、裁判所や、個人、その他の当局の前に出頭するための準備書面作成や指示を直接受けることはできない。したがって、シニア・アドボケイトは、依頼人が指名する弁護士を介して、ブリーフィングを受け、また、依頼人が指名する弁護士の許可を得て、法廷で弁論を行う。
- ある事件を受任していた弁護士が後にシニア・アドボケイトになった場合、他の弁護士が間に入らない限り、最高裁判所や高等裁判所で係争中の事件について助言することはできない。
- シニア・アドボケイトは、依頼人のために弁論を行う過程で、他の弁護士からの指示に基づく限りにおいて、譲歩や約束をすることが許される。
- シニア・アドボケイトは、最高裁判所または弁護士会が定める職業上の行動基準やエチケットなど、その他の全ての規則を遵守しなければならない。

---

<sup>4</sup> 弁護士が裁判所や審判所において依頼者の代理や弁論を行う権限を与える出廷覚書のこと。通常、弁護士が選任された事件名、執行日、弁護士を委任する依頼者の氏名、当事者の署名で構成される。

## 5. シニア・アドボケイトの影響力

シニア・アドボケイトは、能力、知識、経験、弁護士としての地位などのパラメーターに基づき、弁護士の中で異なるアイデンティティを確立されているため、シニア・アドボケイトが出廷することで、クライアントの地位は“一応”向上するであろう。“一応”というのは、最終的には、どのような事件も、事実、状況、提出された証拠、事件で主張された議論に基づいて決定されるものだからである。能力、知識、経験が豊富であるということは、代理人としてより有利な立場にあると推定はできる、しかし、シニア・アドボケイトが依頼者の代理という理由だけで、偏見や不公平につながるような判決を下すことはできない。

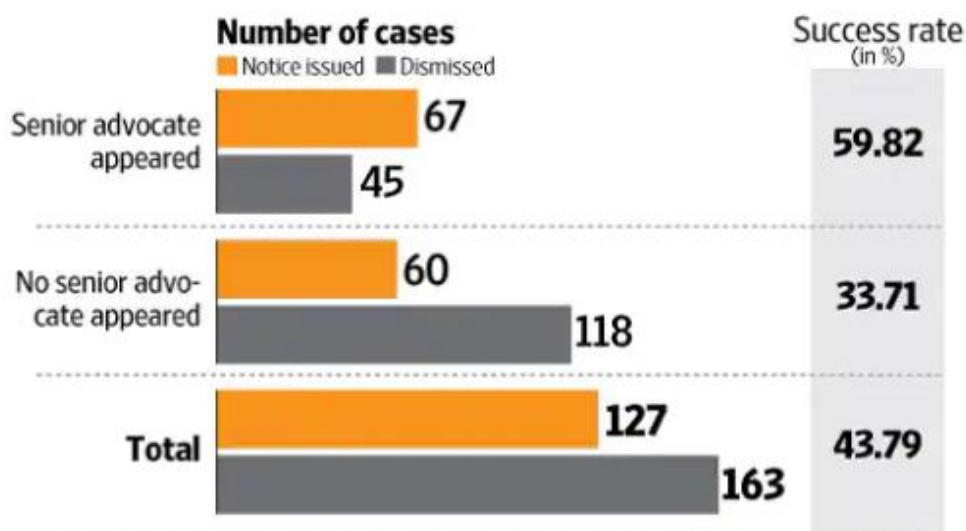
この点に関して、シニア・アドボケイトは、重要で正当な案件を持つ依頼者の事件を受任する可能性が高く、シニア・アドボケイトが事件に出廷することは、裁判所にとって、その申立が正当なものである可能性が高いことを示す指標になるとする研究もある。

ベンガルール国立インド大学ロースクールのアパナ・チャンドラ准教授、シアトル大学ロースクールのシタル・カラントリー教授兼副学長、シカゴ大学ロースクールのウィリアム・H・J・ハバード教授が執筆した著書「Court on Trial」では、シニア・アドボケイトの力が最大に発揮されるのは、最高裁判所での訴訟の最初の段階であると述べている。これは最初の審理の段階で、ほとんどの最高裁判所への上告が審理を経ずに退けられるからである。

アビナフ・チャンドラチュド (Abhinav Chandrachud) 氏の著書「Supreme Whispers」の中で、シニア・アドボケイトの裁判官に対する影響力は絶大であり、シニア・アドボケイトの威信と権力は、裁判所や裁判官との長年の関係から生まれたものであると報告している。

実際のところ統計的にも、インドの独立系シンクタンクである Vidhi Centre for Legal Policy が 2015 年に実施したインドのシニア・アドボケイトに関する調査<sup>5</sup> によると、シニア・アドボケイトが弁論を行う上告は、シニア・アドボケイトがいない場合と比較して、最高裁判所で受理される可能性がおよそ 2 倍になると報告されている。

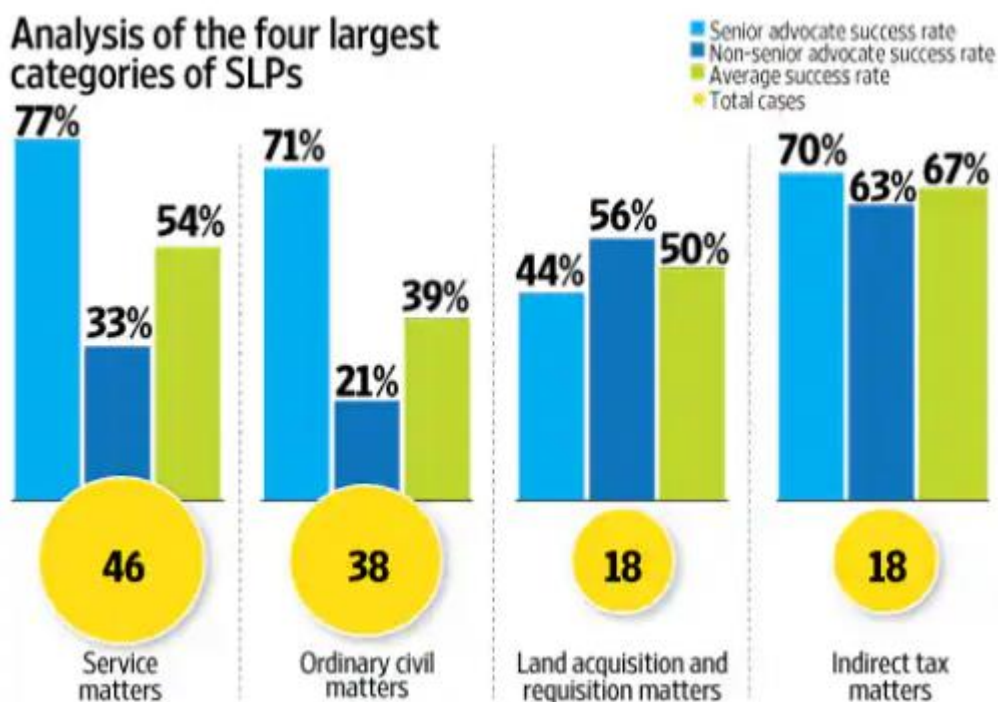
## IMPACT OF SENIOR ADVOCATES IN SPECIAL LEAVE PETITIONS



上述のグラフのとおり、シニア・アドボケイトが出廷した事件では、上告が受理された件数が棄却された件数を上回るが、そうでない場合、上告が棄却される件数の方が多くなっている。

<sup>5</sup><https://vidhilegalpolicy.in/blog/2015-10-8-the-true-worth-of-a-senior-advocate/>

また、同調査においては、シニア・アドボケイトが担当するした場合と、他の弁護士が担当した場合の成功率についても調査をしており、結果は以下のとおりである。



シニア・アドボケイトが担当した場合に、そうでない場合と比較して成功率が大幅に高い分野もあれば、あまり変わらないか、他の弁護士が担当した場合の方が成功率の高い分野もある。いずれにしても、シニア・アドボケイトを指名したからといって必ず成功するかというと、そういう訳でもないことが分かる。

なお、シニア・アドボケイトを指定していない側がシニア・アドボケイトを指定した側に裁判で勝つことが可能なのか、という点については統計的な報告は見いだせないが、上記の調査結果のとおり、シニア・アドボケイトを選任すれば勝訴できるというわけではなく、各事件の勝敗は、最終的には事件の是非に左右される。ただ、シニア・アドボケイトは、法律に関する経験と知識を持っていると推定されるため、そうでない弁護士よりも知識と経験において勝っており、その点において裁判において勝てる可能性へ影響することはあるだろう。しかし、シニア・アドボケイトを担当させることが、裁判を成功させる要因の一つにはなり得るが、唯一の要因にはなり得ない。

## 6. 原告・被告によるシニア・アドボケイトの選任

シニア・アドボケイトは、法律分野において重要な知識を有するインドの法律専門家として、訴訟において重要な役割を果たす。インドには、原告・被告がシニア・アドボケイトを選任することを禁止する法律はなく、原告・被告はシニア・アドボケイトを選任する自由がある。

シニア・アドボケイトは、上述の通り訴訟の成功率に影響を与えるが成功の唯一の要因ではないことに留意し、事件とシニア・アドボケイトの経験・専門分野・料金（一般的に、シニア・アドボケイトへの費用は高額になる傾向がある）とのバランスを考慮しつつ、選任の是非を検討することが適当であろう。

[特許庁委託事業]

インドのシニア・アドボケイト制度

2024年5月

禁無断転載

[調査受託]

S.S.Rana 法律事務所

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

(知的財産権部)